

# 加古川市における暴力団の 排除の推進に関する条例 が改正されました。

平成30年3月30日施行

## 条例の目的

平成24年3月に制定された「加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例」は、加古川市から暴力団による不当な影響の排除を推進し、安全で安心な市民生活の確保に資することを目的として、暴力団排除の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団に関する施策等を定めています。

## 改正の内容と目的

公の施設において、暴力団の利益となるような使用をさせないことを明記し、施設の使用等における排除について、根拠を明確化しました。

## 基本理念

「暴力団の排除」の基本

- 「暴力団を恐れないこと」
- 「暴力団に対して利益の供与をしないこと」
- 「暴力団を利用しないこと」
- 「暴力団の事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止すること」

連携と協力の下、社会全体として推進する。



暴力団を「利用しない」



暴力団を「恐れない」

暴力団に「利益を与えない」

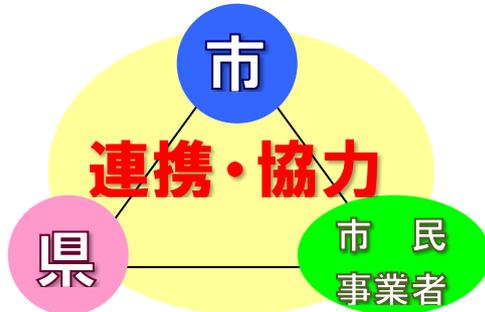
この条例に関するお問い合わせは

加古川市役所 担当：危機管理室 電話079-427-9721（直通）

# 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例の主な内容

## 市の役割

市は市民及び事業者の協力を得るとともに、県や関係機関と連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施します。



## 市民等の役割

市民及び事業者は、市が実施する暴力団排除に関する施策に共に取り組むよう努めます。



## 市の事務、事業における措置

市の事務・事業において、暴力団を利することのないよう、暴力団、暴力団員や暴力団と密接な関係にある者を契約の相手方にしない、公の施設を利用させないなど必要な措置を講じます。



## 青少年に対する教育

県や関係機関等と連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、啓発等に取組みます。



## 相談窓口

### ○ 暴力団についての相談

- 兵庫県警察本部暴力団対策課「暴力110番ヤクザゼロ」(0120) 20-8930 ヤクザゼロ  
※ 24時間体制で相談を受け付けています。(フリーダイヤル)
- 加古川警察署 暴力団対策担当係 (079) 427-0110
- (公財)暴力団追放兵庫県民センター 加古川暴力相談所 (079) 427-8930  
※ 相談受付時間：午前10時から午後4時(土・日・祝日及び年末年始を除く)

### ○ 企業対象暴力についての相談

- 兵庫県警察本部暴力団対策課「企業ホットライン」(078) 341-5351
- 加古川警察署 暴力団対策担当係 (079) 427-0110  
※ お急ぎの場合は「110番」へご連絡ください。  
※ 警察に対して、暴力団に関する情報の提供をお願いいたします。  
※ 暴力団追放兵庫県民センターでは、警察のOB等専門の相談員が暴力団に関するご相談に無料で応じます。相談内容に応じて警察との連携や弁護士相談を実施し、関係者の紛争解決や保護を図ります。

こうへいくん



まもりちゃん

